

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年11月 7日

支出負担行為担当官

気象研究所所長 竹内 義明

1 当該招請の主旨

本業務については、LaCoste & Romberg（以下、L&R）社製重力計の保守点検を実施し、本装置がもつ本来性能を発揮するために整備するものであるが下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 L&R 重力計の保守点検

(2) 業務内容 L&R 社製 G 型重力計 (S/N: 918) の保守点検を実施し、本重力計がもつ本来性能を発揮するために整備するものである。

(3) 履行期限 令和2年3月31日(火)

3 業務目的

研究課題「火山活動の監視・予測に関する研究」に基づき、伊豆大島火山においてマグマ活動に伴う重力変化の検出や火山活動の解明に向けて精密重力測定を実施している。本件は、この観測に用いる重力計について保守点検を行うものである。火山活動に伴う微小な重力変化を検出する精密測定においては、重力計の測定精度限界付近での測定・議論が必要となることから、保守点検作業により当該重力計がもつ本来性能を発揮できるよう整備することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・

甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 重力観測及びそのデータ解析に関わる専門的知見を有するとともに、実際にこれらを実施する能力を有すること。
- ② 本重力計の使用法を熟知していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

- ① 本業務にて保守点検を実施する重力計は、火山活動の監視・評価に資することを目的とした観測に使用するものであることから、その公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ① 本重力計の保守点検を実施しうる海外専門業者との代理店契約を締結していること。
- ② 海外専門業者への発注・搬送が必要なことから、海外業者との綿密な連絡・意思疎通が可能であるとともに、受注後、海外への重力計の搬送、保守点検作業を含めた工程管理を行えること。
- ③ 外国為替及び外国貿易法、その他関係する法令に従うこと。

(6) 業務実績に関する要件

- ① 海外メーカの重力計に関する販売実績を有すること。
- ② 国内機関所有の重力計の保守点検や故障修理について請け負い、海外のメーカあるいは保守整備業者へ発注した実績を有すること。
- ③ 地質調査、資源探査等を目的とした屋外における重力観測・データ解析についての受注実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 遠藤 智美

電話 029-853-8566 F A X 029-853-8571

- ② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所 火山研究部 第1研究室 鬼澤 真也

電話 029-853-8689 FAX 029-851-3730

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年11月7日から令和元年11月27日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年11月28日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとした審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5(1)に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5(3)により参加意思確認書を提出することが出来るが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有してい

なければならない。

(5) 詳細は説明書による。